

平成21年度
「杉並行政サービス民間事業化提案制度」
公 募 要 項 (案)

平成21年7月

杉並区 政策経営部 企画課

I 提案にあたって

1 制度の概要

区では、この制度を、民間からの提案により、行政の果たすべき役割を一から見直し、公民の役割分担を再構築する抜本的な経営改革の取組のひとつと位置づけています。

このため、従来の発想にとらわれず、民間の着眼点やノウハウの活用により施策成果の向上や大胆な効率化を図ることができる提案を募集するものです。

本制度は、平成 18 年度にモデル事業として実施し、これまでに 10 事業を採択しました。(採択事業については、P 15 を参照)

今年度は、より具体的かつ実効性のある提案を期待し、提案区分の見直しを図り、全事務事業を対象に民間から自由な提案を受ける「自由型」に加えて、区が施策レベルの課題から予めテーマを設定し、民間の発想やノウハウを活かした具体的な事業提案を受ける「テーマ型」の 2 区分としました。

また、採択された提案事業は、提案事業者を初年度の実施事業者とします。

※提案区分の詳細については、「自由型」(P 7)「テーマ型」(P 9)をご覧ください。

2 提案できる事業者の資格

民間企業、共同事業体及び N P O 法人等の法人、並びに任意団体を含む団体で、提案した内容を実際に担っていただける団体とします。

ただし、次に掲げる項目に該当している団体は提案できません。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- ②杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準(昭和 61 年 10 月 1 日施行)に基づく指名停止期間中である団体
- ③会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生手続き開始の申立てを行っている団体
- ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ⑤法人の場合は、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

3 スケジュール(予定).....

日 程	内 容	
	自由型	テーマ型
平成21年7月21日(火)	公募要項の公表及び配布 要項配布場所：政策経営部 企画課(区役所東棟4階)	
平成21年7月29日(水)	事業者説明会 午後2時から 場所：区役所西棟6階第5・6会議室	
平成21年7月31日(金)	—	事業者説明会 午後2時から 場所：区役所中棟4階 第一委員会室
平成21年8月3日(月)	提案公募開始	
平成21年8月7日(金)	—	要項に関する質問締切り
平成21年8月21日(金)	所管課面談申込み締切り	—
平成21年9月30日(水)	提案公募締切り 午後5時まで	
平成21年10月中旬	第一次審査(書類審査)	
	*審査結果は、平成21年11月6日までに通知します。	
平成21年11月中旬	第二次審査(ヒアリング審査)	
平成21年11月下旬	杉並行政サービス民間事業化審査モニタリング委員会 *審査会の結果を基に委員会で事業者を選定。	
平成21年12月上旬	選定結果の通知	

4 提案方法

(1) 提出書類

提出書類は、「提案提出書類一覧」のとおりです。

※ 提出書類の漏れや提出部数に不足がないよう提出前に必ず確認してください。

【共同事業体について】

- (1) 共同事業体を構成して応募する場合は、幹事となる法人等（以下「共同事業体幹事」という）を定め、「共同事業体届出書」を提出してください。
- (2) 共同事業体の代表者は、共同事業体幹事に属する者の中から指定してください。
- (3) 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地とします。

※「2提案できる事業者の資格」を満たさない法人等は、共同事業体を構成することはできません。また、共同事業体を構成して「テーマ型」提案区分に応募する法人等は、単体で「テーマ型」に応募することはできません。ただし、「自由型」提案区分には、応募できます。

【留意事項】

- ①提出書類一覧のほか、審査等で、後日、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ②各様式は、すべてA4版で設定してあります。提案書、資料等については、原則、A版としてください。
- ③提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- ④提出された提案書等は、「杉並区情報公開条例」に基づく情報公開の対象の文書となりますが、具体的な提案内容の詳細や提案者名は、その実施方法等に独自のアイデアが含まれた知的財産といえるものであることから、原則として非公開とします。ただし、提案が採用された場合は、個人情報など保護すべき情報を除き、提案者名などについて公開することがあります。
- ⑤提出された提案書等の内容について、区が使用する場合は、無償で使用できるものとします。
- ⑥提出された提案書等については返却いたしません。また、提出後については、コピー等の申し出には一切応じられませんのでご注意ください。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）により提出してください。

(3) 提出先

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区役所 政策経営部 企画課（区役所本庁舎東棟4階）

(4) 提出期間

平成 21 年 8 月 3 日 (月) から

平成 21 年 9 月 30 日 (水) 午後 5 時 必着

* 未着・遅延の場合、原因のいかんを問わず、未提出として取り扱います。

5 審査

審査は専門性や第三者による客観的な評価が必要なことから、学識経験者等で構成する「杉並民間事業化審査モニタリング委員会」(「委員会」)が、設置する「杉並民間事業化提案審査会」(「審査会」)による書類審査、ヒアリング審査を行い、その結果を基に「委員会」において選定します。

(1) 提案採択の評価視点

① 第一次審査

評価項目	評価の視点
本制度の理解度	本制度の趣旨や目的に沿った提案か
経営状況	経営状況は良好か
業務遂行力	業務の遂行体制は妥当か
賠償責任能力	賠償に対する責任能力があるか
社会的責任	企業の社会的責任を果たしているか
事業の理解度	事業に関する現状と課題を把握しているか
事業に対する取組み姿勢	業務に対する取組み姿勢が適切で意欲があるか
提案内容の妥当性	・ 実施手順とその方法は妥当か ・ 具体的で実効性のある提案となっているか ・ 独創的で特色のあるアイデアが盛り込まれているか
資料調整能力	提案書はわかりやすいか
費用対効果	コストは、妥当なものか

② 第二次審査

評価項目	評価の視点
事業者ヒアリング	・ 説明が論理的で具体的であるか ・ 質問に対する回答が的確であるか ・ 実施主体となる意欲が感じられるか

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

「自由型」提案：提出された提案内容について、審査会で第一次審査を実施します。
審査の結果、審査員の平均点が50%以上の提案を第一次審査通過提案とします。

「テーマ型」提案：提出された提案書等に対し、審査会で第一次審査を実施します。
審査の結果上位3提案事業者程度を第一次審査通過事業者とします。

② 第一次審査の結果

平成21年11月6日（金）までに通知します。

③ 第二次審査（ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、審査会が第二次審査を実施します。第一次審査結果と第二次審査結果により提案事業者を選定します。

ただし、審査の結果、第一次審査と第二次審査の合計点が総合計点の70%に満たない場合は、選定しないものとします。

(3) 選定結果通知

平成21年12月4日（金）までに通知します。

※審査結果通知は、E-mailで通知します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

6 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 参加資格を満たさなくなった場合。
- ③ 前号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

7 その他

(1) 留意事項

- ①本件の提案に関する一切の費用については、応募者の負担とさせていただきます。
- ②書類提出後の修正又は変更は一切認めません。
- ③採択された事業は、実施後毎年モニタリングを実施します。

(2) 事業の実施について

調整が整い、実施できる提案については、該当事業予算が確定後、契約を締結し実施します。契約は、原則として年度単位で行います。翌年度の契約は、モニタリングによって継続等を判断します。

※ 「テーマ型」区分で採択された提案は、3ヵ年の長期契約とします。

問合せ先・担当

杉並区役所 政策経営部 企画課（区役所本庁舎東棟4階）

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111（内線1417）

FAX 03-3312-9912

メール gyosei-t@city.suginami.lg.jp

II 提案区分

1 「自由型」提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

「自由型」提案では、区が実施しているすべての事務事業について、事業者のノウハウや斬新なアイデアを活かし、施策成果の向上や抜本的な改革を期待するものです。

(1) 施策及び事務事業

区が実施している全ての施策および事務事業（下記のとおり。6分野、74 施策、606 事務事業）を対象とします。

※ 平成 20 年度の施策評価表、事務事業評価表にある施策、事務事業をベースにします。

● 安全・安心分野	10 施策	82 事務事業
● みどり・環境分野	9 施策	42 事務事業
● 健康・福祉分野	20 施策	288 事務事業
● 産業経済・区民生活分野	7 施策	25 事務事業
● 自律・教育分野	18 施策	97 事務事業
● 区政経営分野	10 施策	72 事務事業

【審査対象外となる提案】

以下の提案については、本制度の趣旨と異なるため、審査の対象となりませんので、ご注意ください。

- ①本制度により採択された事業に対する提案（P15「これまでの採択事業」を参照）
- ②「テーマ型」提案に類似する提案
- ③関連法令に抵触する提案
- ④区の事務事業にはない新規事業の提案
- ⑤区が実施していない事業（財団法人が独自に実施している事業など）に対する提案
- ⑥単に事業執行上の事務改善を図るものや委託料を減額するだけの提案
- ⑦製品等を斡旋する提案

※ なお、事業によっては、既に委託計画や委託先の運営主体を限定しているものもありますので、必ず、最新情報をお問い合わせの上、ご提案ください。

(2) 公表資料

提案の検討の参考となる区の施策及び事務事業に関する基礎資料を公式ホームページに掲載しています。不明な点は、区に照会してください。

【開かれた区政≫杉並行政サービス民間事業化提案制度】

≪その他≫

その他ホームページには、平成20年3月に改定した「実施計画」「行財政改革実施プラン」のほか、「行政評価報告書」や「政策評価」など、杉並区の方針や各事業の位置づけ等がわかる資料が数多く掲載されています。あわせてご活用ください。

【区政資料≫行政評価≫20年度行政評価】

【区政資料≫行財政改革≫行政計画】

(3) 事業内容に関する電話照会・面談

①事業内容に関する照会

事務事業の内容の詳細については、**所属部課に、直接、電話にてお問い合わせ**ください。

照会の締切り 平成21年9月4日（金）午後4時 まで

②所属部課との面談（申し込み制）

事務事業の内容について、所属部課と直接面談して質問することができます。

面談を希望される場合には、「杉並行政サービス民間事業化提案制度（面談）質問項目（第4号様式）」に**質問したい事務事業の番号・名称、具体的な質問項目、8月28日までの間で都合のつく日程（できれば複数）を明記のうえ、持参、FAX、郵送または電子メールで「問い合わせ先」（P6）までご連絡**ください。

面談申込み期限 平成21年8月19日（水）午後4時まで

2 テーマ型提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) テーマ

「 地 域 通 貨 事 業 」

(2) 募集の趣旨

区では、地域経済の活性化、地域コミュニティの活性化及び行財政改革の推進を図るために「区内共通商品券」などの民間で実施している事業と「子育て応援券」「長寿応援ポイント」など、区が実施する助成事業をできるだけ統一し、新たに地域通貨事業として再構築することを予定しています。

本事業は、事業の性格から、区と事業者等との協働事業として再構築していくことが望ましいと考えます。そこで、民間事業者の技術やノウハウを活かした提案を募集します。

(3) 提案にあたっての基本的事項

① 地域通貨の媒体

地域通貨事業の実施における地域通貨の形態は⑦利用者および事業者の利便性が高いこと⑧多様な事業に対応が可能であることの理由から電子媒体とします。電子媒体の具体的な種類については、本制度の提案項目とします。

ただし、対象となる諸事業は、目的や実施主体、事業の沿革や実施方法などが異なることから、事業開始時等で、従来の実施方法が並存することも可とします。

② 中核となるであろう主な事業（詳細は、別添資料1～3を参照）

(ア) 区内共通商品券（杉並区内共通商品券）

- 「杉並区内共通商品券」（以下「商品券」という）事業は、杉並区商店街振興組合連合会等（以下「商連等」という）が発行・運営主体となり実施しています。商品券の券面額は、1枚500円で、杉並区内約2,500店舗（一部大型店含む）で利用できるほか、隣接する中野区の商店でも利用可能となっています。
- しかし、多くの大型店舗やチェーン店で利用できないこと、取り扱い事業者数も区内全店舗数の約半数にとどまっていること、商品券そのものの魅力が乏しいことなどから、発行は横ばい状態が続き、必ずしも十分に事業の目的を達成しているとはいえない状況にあります。
- 一方、昨年来の経済危機のなかで、区内経済流通の活性化に向けた対策強化が求められている状況を踏まえ、区では、21年度の区の緊急経済対策の一環として、区の助成による1億円のプレミアを付した総額11億円の「なみすけ商品券」を商連等との協働で発行した。当商品券は、プレミアが付くことに加え、

利用可能な業態と店舗数を大幅に拡大した（3600以上の店舗で利用可能）ことなどから、第1回の発行（年2回発行予定）では即日完売という成果を挙げています。

- こうした成果を教訓にしながら、今後は、区内・地域での新たな経済循環の創出と持続的な発展が可能となる仕組みとして、従来の商品券事業も視野に入れた地域通貨事業を構築することが課題となっています。

(イ) 子育て応援券事業

- 子育て応援券事業は、一時保育、子育て講座、親子参加事業などの有料の子育て支援サービス等に利用できるチケットを、就学前のお子さんのいる家庭に交付し、サービスを利用しやすくすることで、地域の子育てを支援することを目的に平成19年度から実施しています。
- 本事業は、子育て世代から高く評価され、年々利用できる事業とその担い手である事業者を拡大し、現在では、子育て応援券交付者約25,000人（18,500世帯）、登録事業者約740カ所（区内約510カ所、区外約240カ所）、サービス支払額が約8億円という事業規模となっています。
- 本事業の開始に当たっては、当初、電子媒体の活用も検討したが、当該事業のみでは、費用対効果の面でデメリットが大きすぎるなどの理由から、現行チケット交付方式で実施しています。
- 事業開始後の技術革新の成果の活用も含めた新たな地域通貨事業と結びつけることにより、利用者の利便性の向上や管理運営の効果的で効率的な改善が期待されます。

(ウ) 長寿応援ポイント事業

- 長寿応援ポイント事業とは、高齢者が地域貢献活動等に参加した際にポイントを付与し、ポイント数に応じた商品券などと交換することを通し、高齢者の健康増進と地域コミュニティの活性化を図ることなどを目的に、平成21年10月からの実施を予定している事業です。平成22年度の事業規模は1～2億円を想定しています。
- 多様で広範なサービスの利用が可能な地域通貨と連携することで、高齢者にとって、本事業がより魅力的な事業となるとともに効率的な事業運営を行うことが期待されます。

(4) 提案事項

別紙1（P12）を参照

(5) 公募要項等に関する質問と回答

①受付方法

質問票（様式4）に質問内容を記載の上、FAX又はE-mailにより提出してください。なお、質問票には、事業者名、所在地、連絡先、担当者名等を必ず記入してください。未記入の場合は、回答はいたしませんのでご注意ください。

②受付先

「I 提案にあたって」問合せ先（P6）と同じ

③受付期限

平成21年8月7日（金）午後5時まで

④回答方法

平成21年8月21日（金）までに質問者にメールで回答します。

(6) 事業説明会の開催

地域通貨事業の中核となることが予想される「区内共通商品券」「子育て応援券」「長寿応援ポイント」の3事業を中心に、説明会を行います。

平成21年7月31日（金） 午後2時から

区役所中棟第1委員会室

(7) 「テーマ型」提案の禁止事項

公平性を確保するため、下記の事項を禁止します。

①審査会委員との接触

②事業所管課に対する直接の質問及び問合せ

(8) その他

「テーマ型」提案の検討にあたり、参考となる資料は、(4)の別紙資料のほか、「自由型」提案と同様、区の事業に関する基礎資料等をご活用ください。

杉並区地域通貨事業提案事項等について

地域通貨事業について提案を求める事項、事業提案書に記載をお願いする内容は、以下のとおりです。以下の項目については、提案書に必ず明記するようにしてください。

また、以下の提案事項のほか、事業者が地域通貨事業実施にあたり必要とするものがあれば、自由に提案していただいて結構です。

1 基本方針

- ① 事業を実施するに当たっての提案者としての基本方針を記載してください。
- ② 基本方針には、目的と期待される効果を必ず記入してください。
- ③ 期待される効果は、できるだけ具体的に記載してください。

2 事業の概要

(1) 地域通貨事業の対象となる事業

対象とする事業について、選択した理由を付して記入してください。中核となることが予想される事業をはじめ、地域通貨事業の対象とすることにより、当該事業がより効果を挙げると思われる事業があればそれも記載してください。

(2) 通貨の発行主体と運営主体

地域通貨の発行と運営主体について、区と民間事業者のどちらとすべきか、民間事業者では誰が担うのがよいかという点について、事業目的の効果的な達成と効率的な運営を行う視点から、理由を付して提案してください。

発行主体と運営主体は同一でなくても結構です。

(3) 電子媒体の種類と活用方法

本区での地域通貨事業に最も相応しい電子媒体の種類と活用方法について、選択した理由、他の種類との比較を付して提案してください。

(4) 事業の仕組み

事業全体の仕組みとスキームについて、図解等を用いるなど、分かりやすく記載してください。

3 実施手順等について

(1) 実施にあたっての課題と対応策

事業の目的と沿革や仕組みなどが異なる各事業を対象にするとともに、インフラ整備などの必要な条件整備が不可欠である地域通貨事業の円滑な実施にあたっての課題と対応策（リスク対応含む）について、理由を付して記載してください。

(2) 実施時期等について

上記の課題と対応策を踏まえ、実施時期と手順について記載してください。

(3) 事業主体等について

提案者をはじめ、区、運営事業者、取扱事業者等、地域通貨事業に参画する諸団体について具体的に記載してください。

4 経費について

(1) 想定経費

事業のインフラ整備に必要な費用をはじめとする制度の構築と運用にかかる経費について、できるだけ安価に抑える方策と想定される金額の各項目と総額、時期等を記載してください。

(2) 経費の負担者について

実施にかかる経費について、区と事業に参画する民間事業者等が、どの経費をどの程度負担するのかについて、理由を付して記載してください。

区内共通商品券事業について

1 発行主体

杉並区商店街振興組合連合会・杉並区商店会連合会(商連等)

2 事業の沿革

杉並区内共通商品券事業は、昭和 61 年から発行開始された。区内の商連等加盟の取扱店舗で利用可能となっている。平成 8 年からは、隣接する中野区商店会連合会が発行する中野区内共通商品券との相互乗り入れを開始し、中野区内でも利用可能となっている。券面額は、1 枚 500 円で、これまでに 8 億円余（約 160 万枚）を発行している。平成 12 年以降は、年平均 4 万枚程度を発行しており、平成 19 年度発行分までの回収率は 90% となっている。

主として、記念品等の贈答目的での利用が多い。

3 取扱店舗数

商連等加盟店舗(約 5,000)のうち、約 2,500 店舗で利用可能となっている。
その他、大型店舗では、区内の西友、東急ストアで利用可能。

4 購入方法

商店会連合会事務局及び販売店舗で購入可能。

5 有効期限

約 2 年としている。(発行年ごとに有効期限を設定して発行している。)

6 利用方法

取扱店舗で、現金と同様に使用できる。釣銭も支払うこととしている。

7 換金方法

利用者が支払いに使用した商品券を換金取扱金融機関(主に区内の信用金庫。都市銀行は含まない)に持ち込み、取扱店舗が当該金融機関に開設した自店口座への入金をすることで換金している。

大型店舗(店舗面積 500 m²以上)は、例月で商店会連合会事務局に取りまとめて送付し、大型店の金融機関口座に入金している。

8 その他取扱

区内の商店街での利用を前提とした商品券であるため、大型店舗については、取扱店舗加盟の方法、換金方法が異なる。商連等加盟の小型店舗は、商連等への年会費(6000 円程度)のみだが、大型店は、特別会員として面積に応じた年会費を徴収している。また、商品券の換金時に 500 円に対し 20 円の換金手数料を徴収している。

9 商品券事業の課題

- (1) 商品券の換金手続きが煩雑である。
- (2) 利用可能店舗が多くない。
- (3) 商連等への加盟や大型店からの特別会費徴収等、取扱店舗の拡大に一定の制限がかかっている。

取扱店舗が拡大しないことは、利用しやすさにつながらず、区内共通商品券の普及を遅らせている。

【参考】プレミアム付区内共通商品券「なみすけ商品券」事業について

平成 21 年度については、緊急経済対策として、区内共通商品券に区が助成し、10 億円の商品券に 1 億円分のプレミアムを付与した、総額 11 億円の商品券「なみすけ商品券」を発行することとした。第 1 回販売は 5 月 30 日に行われ、5 億円（券面額 5 億 5,000 万円）を即日完売している。

「なみすけ商品券」事業では、従前の区内共通商品に比べ取扱店舗の増を図り、商連等加盟店舗以外でも取扱店舗として登録可能とした。その結果、3,600 以上の店舗で取扱可能となっている。

取扱店舗では、コンビニエンスストア等チェーン店の加盟も多く、自動車販売店、医療機関などが利用できるようになっている。また、大型店舗では、西友、東急ストアのほか、オオゼキ、大丸ピーコック、コジマ電気で利用可能。

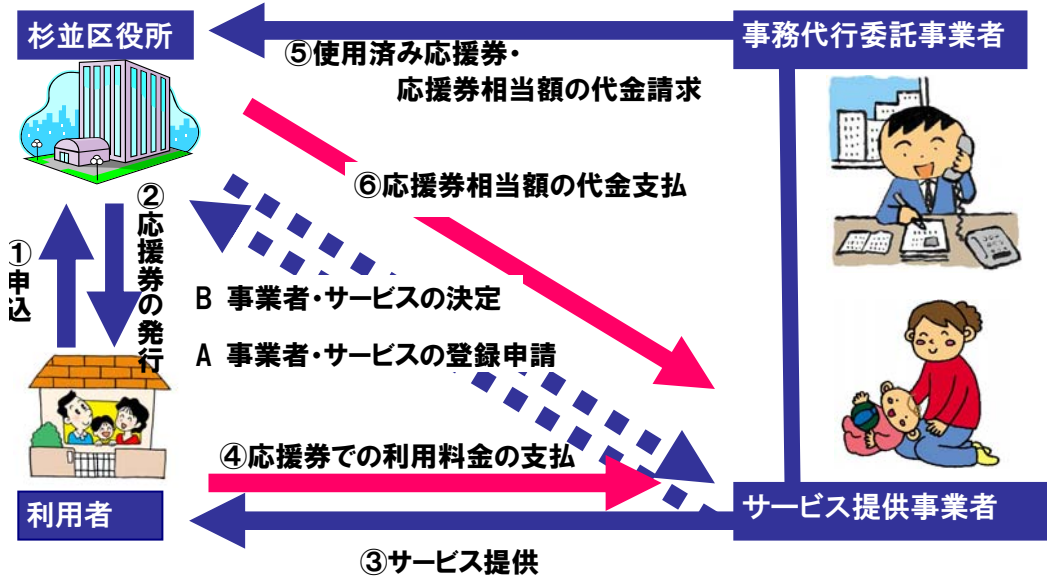
商連等加盟以外の取扱店舗の登録方法は、事業のコスト負担として 1 店舗 2,000 円の登録料を徴収している。登録した店舗の換金手数料は徴収しない。

大型店舗の加盟方法及び換金手数料の徴収は、通常の区内共通商品と同様である。

「杉並子育て応援券」の事業概要

(1) 「杉並子育て応援券」とは

「杉並子育て応援券」とは、一時保育、子育て講座、親子参加行事などの有料の子育て支援サービスに利用できる券(チケット)を、就学前のお子さんがある家庭に発行し、サービスを利用しやすくすることで、地域の子育てを支援するものです。



- 応援券が利用できるサービスは、子育て家庭が地域の中でいろいろな人と関わりながら子育てをするきっかけとなるものとし、杉並区が登録基準を定めています。
- 基準を満たしたサービスを提供できれば、たとえ小さな団体でもサービスの提供事業者として登録できます。しかし、最終的に登録されたサービスの中からどのサービスを利用するかは、利用者自身の選択となります。
- 利用者が選んだサービスを提供した事業者に、杉並区が応援券相当分の代金を支払うというのがこの応援券のしくみです。
- 平成19年6月の事業実施後、応援券をお持ちの方々の積極的な働きかけもあり、サービスを提供する事業者が増えています。また、親自身もサービスの提供者になるなど、様々な子育て支援の活動が広がっています。

(2) 応援券の対象と種類

対象	区内在住の就学前の子どものいる家庭 (所得制限はありません)
交付枚数	次のとおり、子どもの年齢により異なります。 0～2歳児の子どもの保護者には年額 6 万円 (500 円券 120 枚) 3～5歳児の子どもの保護者には年額 3 万円 (500 円券 60 枚)
券の種類	500 円券一種類のチケット ※つり銭はお支払いできないため、サービス利用料と応援券の差額は現金でお支払いください。また、サービス利用料より多く応援券で支払うことはできません。
発行回数	年 1 回、対象となる子どもごとに 1 年間分一括して交付します。
有効期間	2 年 ※5 歳児用は有効期間が 1 年

種 別	子どもの生年月日	応援券	有効期間
0・1・2歳児のお子さんのいる保護者用	平成 18 年 4 月 2 日 ～ 平成 22 年 4 月 1 日	6 万円 応援券 120 枚	平成 23 年 3 月 31 日 (2 年間)
3・4歳児のお子さんのいる保護者用	平成 16 年 4 月 2 日 ～ 平成 18 年 4 月 1 日	3 万円 応援券 60 枚	平成 23 年 3 月 31 日 (2 年間)
5歳児のお子さんのいる保護者用	平成 15 年 4 月 2 日 ～ 平成 16 年 4 月 1 日	3 万円 応援券 60 枚	平成 22 年 3 月 31 日 (1 年間)

(3) 応援券の申請手続き

申込み制となっていますので、申請手続きが必要です。申込書を1回提出いただくと、翌年からは申込みなしで応援券を配付します。申込場所は、区役所、区民事務所・分室・駅前事務所です。

※出生・転入届と同時に区の窓口で応援券の申込みをすると、その場で応援券をお渡しします。出生届を杉並区以外で提出した場合は、後日区から申込書を郵送しますので、返送いただいた後に、区から応援券を発送します。

(4) 利用できるサービス

この応援券が利用できるサービスは、子育て家庭にとって「子育てしやすいまちづくり」、地域にとって「子育てを応援するまちづくり」という、事業の目的にかなったもののみとしています。

サービスは内容により、次のように分類しています。

サービス種別	主なサービス例示
親子参加のプログラム	① コンサート・観劇など親子鑑賞事業 ② クッキング・リトミックなど親子で体験講座 ③ 遠足・バスハイクなどの親子参加のイベント など
親サポートのプログラム	① 産後のフィットネス、母乳相談、骨盤調整など産後を中心としたサービス ② 家事援助 ③ 子育て相談 ④ 子育て講座 など
子どもを預かるサービス	① ひととき保育(一時保育)など特定の場所での保育 ② 自宅での託児サービス ③ イベントなどの託児サービス など
その他	インフルエンザ予防接種

※オムツやミルクなどの物品は対象外です。

(5) サービスの利用限度額

応援券は、サービスの種類ごとに一回のサービスに利用できる限度額を設けていますので、限度額を超える部分は自己負担をしていただくこととなります。

親子参加のプログラム	一回の限度額 10,000 円
親サポートのプログラム、子どもを預かるサービス、その他	一回の限度額 5,000 円

(注) 平成 22 年度からの事業見直し

新規支給対象者の居住期間要件の設定・年度後半申請の半額交付、施術関係等一部サービスの利用限度額の変更(1回 5000 円→3000 円)など、予定しています。

「杉並子育て応援券」事業 補足資料

1 実施状況

(1) 応援券交付数

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
H20年4月交付者	3,961	3,522	3,153	3,165	3,104	2,934	19,839
H21年4月交付者	4,074	3,733	3,465	3,191	3,203	3,227	20,893

○応援券交付率 98.5%(平成 21 年 4 月末) 区内交付 16,875 世帯

(2) 事業者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H19年度	118	131	149	159	193	213	235	258	293	334	389	429
H20年度	475	501	560	601	619	640	673	700	746	754	758	796

事業者種別	任意団体	個人	NPO	社団	社会福祉法人	株式・有限会社	その他	合計
H21年4月末	151	362	45	7	9	214	25	813

(3) 利用状況

利用者率(利用者/交付者)	48.7%(19年度末)	81.7%(20年度末)
サービス支払額	約 2.3 億円(19年度末)	約 8 億円(20年度末)

2 執行体制

運用事務委託 約 5,500 万円 (H21 年度予算)	応援券発行、利用実績取込処理、サービス提供事業者登録請求管理等は「杉並子育て応援券システム」(小型)で行うこととし、システムの運用、応援券の回収、利用使用実績の入力、応援券年度更新分発行業務、応援券の印刷等を外部委託
区職員事務 (正規職員 3 名、嘱託 3 名)	登録に関わる事務(申請決定、審査、指導、入力など)、事業者支払事務、応援券の交付、ガイドブック作成、サイトデータ入力 等

3 サービス事業者

(1) サービス事業者区分

店舗等一定の場所で定期的にサービスを提供する「常設型」の外、集会室や区民センターなどを借りて短期間サービスを提供する「移動型」、直接自宅等に出向きサービスを提供する「派遣型」がある。

区分	提供サービス件数	主な提供サービス
常設型	764 件	ひととき保育、親子リトミックなど
移動型	394 件	子育て講座、親子コンサートなど
派遣型	181 件	ベビーシッターサービス、送迎サービスなど

(21年4月20日現在サイト掲載)

(2) 事業者の所在地別登録数

区内 568 ヶ所 区外 245 ヶ所 (H21 年 4 月末 813 ヶ所)

長寿応援ポイント制度の概要



これまでの提案状況と採択事業

①提案分野別内訳

	分 野	平成 18 度	平成 19 年度	平成 20 年度
1	まちづくり分野	6 件	4 件	1 件
2	防災・減災分野	1 件	0 件	0 件
3	みどり・環境分野	3 件	3 件	3 件
4	健康・地域福祉・医療・保険年金分野	1 件	1 件	1 件
5	子育て支援分野	5 件	3 件	1 件
6	高齢者福祉分野	2 件	2 件	0 件
7	障害者福祉分野	0 件	0 件	1 件
8	産業経済・区民生活分野	7 件	7 件	0 件
9	学校教育分野	5 件	3 件	4 件
10	生涯教育・地域文化分野	2 件	0 件	1 件
11	区政経営・危機管理分野	3 件	8 件	3 件
	合 計	3 5 件	3 1 件	1 5 件

②提案事業者内訳

事業者

	株式会社 (区内)		NPO 等 (区内)		組 合 (区内)		合 計 (区内)	
18年度	2	3 (6)	6	(6)	6	(6)	3	5 (18)
19年度	2	1 (4)	8	(6)	2	(2)	3	1 (12)
20年度	8	(2)	6	(6)	1	(1)	1	5 (9)

③採択事業と進捗状況

【事業を開始しているもの】

事業名	概要	現況
① 奨学資金債権管理・回収等業務 (18年度採択)	奨学資金の未償還者に対する架電、文書・訪問督促業務を実施 (区が徴収困難となっている債権を抽出して業務を委託)	・平成19年11月事業開始
② 地域ぐるみによる学校への地域支援総合推進事業 (18年度採択)	学校をベースにした各種教育施策 (学校サポーター等人材養成・PTA 活動育成・放課後子ども教室・土曜日学校事業) を一括し、地域が適切なパートナーシップを構築できるような中間支援を総合的に実施	・平成19年11月事業開始

事業名		概要	現況
③	公園便所、遊び場便所及び公衆便所の維持管理 (18年度採択)	区内6ブロックのうち1ブロックを対象に、公園トイレ・公衆トイレの清掃を行うとともに、苦情の受付・対応、利用者等へのモニタリング、巡回による状況確認・対応、及び特別清掃・コーティング等の工事を実施	・平成20年4月事業開始
④	商店街再生支援モデル事業 (19年度採択)	対象商店街に対し中小企業診断士を専属担当させ、商店街の診断、現状分析を行い、事業計画の作成、事業の実施、事後の報告までを一貫してサポート	・平成20年4月事業開始
⑤	納付センター業務 (19年度採択)	庁舎内に設置する「納付センター」において、区民税等の未納者に対して、電話等による納付案内業務の一部及び、補助業務（納付書の封入・封緘など）を実施	・平成20年10月事業開始 実施
⑥	自転車等に関する総合事業 (19年度採択)	東高円寺自転車駐車場を民営化し、周辺地域の放置自転車対策を委ねる。(自転車対策業務のモデルとして実施)	・平成21年度4月事業開始 (民営化)

【実施に向けて準備を進めているもの】

事業名		概要	現況
①	電話案内による区民健康診査受診率向上施策 (19年度採択)	未受診者に対する健診受診の勧奨受診率の向上を図る。	・現在、制度改正後の受診状況を集計中である。 ・受診状況をみながら、引き続き検討する。
②	職員研修業務アウトソーシング (20年度採択)	職員研修事業のうち、人材育成計画など区自らが行うべきコア部分を除く業務を事業者委ねる。	・平成21年度中の開始に向けて準備中
③	福祉資金の債権管理回収業務・現地調査業務 (20年度採択)	生業資金、応急小口資金、女性福祉資金にかかる未償還者に対する架電、文書・訪問督促業務及び現況調査を事業者委ねる。	・平成21年度中の開始に向けて準備中

【その他】

事業名		概要(提案内容)	現況
①	団塊～高齢者のための「セカンド・キャリアプラザ」 (19年度採択)	団塊の世代を含む高齢者の就業に係る求人開拓業務のほか、活動・活躍の場を創出する。	・提案内容をもとに事業化を検討してきたが、提案時から社会環境が変化し、事業趣旨が現状に合わない状況になっていることを事業者と確認し、協議を終了した。

提 案 提 出 書 類 一 覧

提出書類	部 数		備 考
	正本	副本	
提案事業者に関する調書（様式1）	1	1	
提案書（様式2）「自由型」	1	10	自由型提案用
提案書（様式3）「テーマ型」	1	10	テーマ型提案用
共同事業体届出書（様式4）	1	1	共同事業体のみ提出
法人（等）の登記簿謄本	1	1	
法人（等）の印鑑証明書	1	1	
法人（等）の定款又は寄付行為の写し	1	1	
設立趣旨書の写し又はこれに代わるもの	1	1	
法人（等）の財務諸表等			<p>・特に指示のないものは、直近3事業年度を提出のこと。</p>
①株式会社の場合 収支決算書 貸借対照表 損益計算書 キャッシュフロー計算書 株主資本等変動計算書 財産目録（直近のもの） 納税証明書（3箇月以内に発行されたもの） 「法人税」「消費税及び地方消費税」 : 税務署で発行、種類「その1」 「法人事業税」: 都道府県で発行	各1	各1	
②特定非営利法人若しくは法人格のない団体 事業報告書 事業計画書（平成21年度） 予算書（平成21年度） 貸借対照表 収支計算書 財産目録（直近のもの） 納税証明書（3箇月以内に発行されたもの） 「法人税」「消費税及び地方消費税」 : 税務署で発行、種類「その1」	各1	各1	
③その他の法人 上記に準ずる書類	各1	各1	

提案事業者に関する調書

提案区分 (○で囲んでください)	自由型提案	テーマ型提案
法人等の名称		
代表者氏名	(役職名) (氏 名)	
所 在 地	〒 ー	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
連絡担当者・連絡先	(所属部署名称)	
	(役職名・氏名)	
	〒 ー	
	電話番号	
	FAX番号	
E-mail		
設 立 年 月 日		構成員数 人
主な事業・活動内容		

※ 裏面の「提出書類の確認」もご記入ください。

提出書類の確認 (提出書類・部数を確認し、左欄に○を記入してください。)

	提出書類	部数		備考
		正本	副本	
	提案事業者に関する調書(様式1)	1	1	
	提案書(様式2)「自由型」	1	10	自由型提案用
	提案書(様式3)「テーマ型」	1	10	テーマ型提案用
	共同事業体届出書(様式4)	1	1	共同事業体のみ提出
	法人(等)の登記簿謄本	1	1	
	法人(等)の印鑑証明書	1	1	
	法人(等)の定款又は寄付行為の写し	1	1	
	設立趣旨書の写し又はこれに代わるもの	1	1	
	法人(等)の財務諸表等			
	①株式会社の場合	各1	各1	特に指示のないものは、直近3事業年度を提出のこと。
	収支決算書			
	貸借対照表			
	損益計算書			
	キャッシュフロー計算書			
	株主資本等変動計算書			
	財産目録(直近のもの)			
	納税証明書(3箇月以内に発行されたもの)			
	「法人税」「消費税及び地方消費税」 : 税務署で発行、種類「その1」			
	「法人事業税」: 都道府県で発行			
	②特定非営利法人若しくは法人格のない団体	各1	各1	
	事業報告書			
	事業計画書(平成21年度)			
	予算書(平成21年度)			
	貸借対照表			
	収支計算書			
	財産目録(直近のもの)			
	納税証明書(3箇月以内に発行されたもの)			
	「法人税」「消費税及び地方消費税」 : 税務署で発行、種類「その1」			
	③その他の法人 上記に準ずる書類	各1	各1	

提案内容の詳細（提案事業の内容について、提案する背景・理由とあわせて記入してください。）

期待できる効果（区民や区の施策にどのような効果があるか記入してください。）

経 費（提案事業の年間の経費を積算してください。）

① サービス水準の維持・向上のための貴団体の体制及び考え方、②事件・事故の未然防止または事件・事故が起こった場合の貴団体の対応についてそれぞれ記入してください。

特記事項 (事業を実施するうえでの条件や必要な区の協力などを記入してください。)

--

(杉並区使用欄)

--	--

担当部課	
------	--

受付番号		受付年月日	年	月	日
------	--	-------	---	---	---

杉並行政サービス民間事業化提案制度 「テーマ型」提案書

年 月 日

杉並区長 あて

提案者

事業者名

代表者氏名

標記の件について、「杉並行政サービス民間事業化提案制度」公募要項の趣旨を踏まえ、別紙のとおり提案します。

提案事項

1 基本方針

2 事業の概要

- (1) 地域通貨の対象となる事業
- (2) 通貨の発行主体と運営主体
- (3) 電子媒体の種類と活用方法
- (4) 事業の仕組み

3 実施手順等について

- (1) 実施にあたっての課題と対応策
- (2) 実施時期等について
- (3) 事業主体等について

4 経費について

- (1) 想定経費
- (2) 経費の負担者について

杉並行政サービス民間事業化提案制度

年 月 日

杉並区長 あて

共同事業体届出書

下記のとおり共同事業体を結成し、「杉並行政サービス民間事業化提案制度」に基づき提案します。なお、この共同事業体の構成員は、公募要項に定められた応募資格を全て満たしています。

記

1、共同事業体

共同事業体の名称		
幹事となる法人等の名称		
代表者	所属法人等での役職名及び氏名	
所在地		

2、幹事以外の法人等

1	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
	担当者所属、氏名、連絡先	
2	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
	担当者所属、氏名、連絡先	

第5号様式

企画課使用欄	月 日 :	所管課
	場所	

杉並行政サービス民間事業化提案制度 質 問 項 目

事業者名 _____

所在地 _____

連絡先 TEL _____ (担当者) _____

E-mail _____

(_____ 事業・施策)

質 問 _____ について

【質問項目】